

議案第45号

備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における学用品費の管理に関する条例の制定について

備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における学用品費の管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における学用品費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園(以下「学校園」という。)における学用品費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(学用品費の徴収)

第2条 市長は、学用品(各学校園において一律に購入するドリル、材料その他の学用品で規則で定める基準に該当するものに限る。)の提供を受ける児童及び生徒並びに園児(備前市立認定こども園設置条例(平成22年備前市条例第13号)第6条第2号に規定する教育時間相当利用児をいう。)(以下「児童等」という。)の保護者等(子に対して親権を行う者又は未成年後見人その他子を現に監護する者として教育委員会が認める者をいう。以下同じ。)から学用品費を徴収する。

(学用品費の額等)

第3条 学用品費の額は、学用品に係る実費を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 保護者等は、規則で定めるところにより学用品費を納付しなければならない。

(学用品費の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより学用品費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。